平成16年事業所・企業統計調査の概要

1 調査の目的及び沿革

平成16年事業所・企業統計調査は、総務省が民営の事業所及び企業の活動の状態を調査し、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を整備することを目的として6月1日に実施された。

なお、今回の調査は調査対象の事業所及び企業の負担を軽減するため、サービス業基本調査及び経済産業省所管の商業統計調査と同時に実施した。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第2号)として、事業所統計調査の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態の把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」に変更した。また、調査年については、昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごとに実施してきたが、その後は5年ごとに実施することとし、さらに5年ごとの調査の中間年には、事業所の名簿の整備を行うことを目的に平成元年及び平成6年に事業所名簿整備に関する調査を実施した。この中間年の調査は、平成8年調査の際、事業所・企業統計調査の簡易調査として位置づけられ、今回の調査は、その簡易調査として2回目の実施となった。

2 調査の範囲

調査は、調査日において、国内に所在する民営事業所について行なった。ただし、次に掲げる事業所については調査対象としていない。

- (1) 日本標準産業分類(平成14年3月7日総務省告示第139号)の「大分類 A-農業」、「大分類 B-林業」、「大分類 C-農業」に属する個人経営の事業所
- (2) 日本標準産業分類の「中分類 83 その他の生活関連サービス業(小分類番号 832 家事サービス業に限る)」及び「中分類 94 外国公務」に属する事業所
- (3) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内などの有料施設の中に設けられている事業所 (ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象となる)
- (4) 家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

3 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。 単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で 異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

- (1) 収入を得て働く従業者がいない事業所
- (2) 休業中で、かつ従業者がいない事業所
- (3) 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

4 調査の方法

調査は、民営事業所を対象とする全数調査で、次の二つの方法で行なった。

(1)調査員調査方式

総務大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 指導員 - 調査員の系統により、調査員が調査票を配布し、取 集する方法。

(2)本社等一括調査方式

今回の調査は、調査対象の負担軽減のため、サービス業基本調査及び経済産業省所管の商業統計調査と同時に一枚の調査票で実施した。そのため、あらかじめ経済産業大臣が指定した一部企業の事業所について、経済産業省又は都道府県が事業所の本社、本店等(企業)に支店・営業所ごとの調査票の記入及び提出を依頼し、一括して取集する方法

5 調査事項

- (1) 事業所に関する事項
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 経営組織
 - エ 本所・支所の別
 - 才 従業者数
 - カ事業の種類

- (2)企業に関する事項
 - ア 資本金額
 - イ 会社全体の常用雇用者
 - ウ 会社全体の主な事業の種類

6 集計

集計されたデータの入力及び事業の産業分類格付は福岡県及び北九州市で行い、主計はこのデータを用いて独立行政法人統計センターが行った。

利用上の注意

- 1 この結果表は、本市で独自に集計したもので、総務省統計局から公表される数値と異なることがある。
- 2 統計表中の記号及び数値の計算方法等
 - (1)「-」:該当数字なし
 - (2)「」: 負数(減少したもの)
 - (3)「0」: 単位未満
 - (4)「*」 : 産業分類項目名を短縮したもの。正式な産業分類項目名は、巻末の「統計表中で*を付した産業分類項目一覧」を参照。
 - (5)構成比: 四捨五入のため総数と個々の合計が一致しない場合がある。
- 3 調査日以降に市町村合併が行われたが、掲載している市町村名は調査日現在のものである。
- 4 平成11年、平成13年の産業分類別の数値は、第11回日本標準産業分類(平成14年3月改定)に 組み替えたものである。

用 語 の 解 説

1 民営事業所

- (1)事業所とは,経済活動の場所ごとの単位であって,原則として次の要件を備えているものをいう。 ア 経済活動が,単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること。
 - イ 物の生産,サービスの提供が,従業者と設備を有して,継続的に行われていること。
- (2)民営とは,国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず,他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

2 経営組織

(1)個人

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

(2)法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

ア 会社

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国会社をいう。

ここで、外国会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により 日本にその事務所などを登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国会社とはしない。

イ 会社以外の法人

法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、 農(漁)業協同組合、労働組合(法人格を持つもの)、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、日本放送協会(NHK)、各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

(2) 法人でない団体

団体であるが、法人格を持たないものをいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合(法人格を持たないもの)などが含まれる。

3 事業所の産業分類

事業所が主に(原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの)行っている事業の種類により、原則として、日本標準産業分類(平成14年3月7日総務省告示第139号)によって分類したものをいう。 一部の小分類項目については分割したものも小分類に含めて表章している。これについては、巻末「平成16年事業所・企業統計調査に用いた産業分類と日本標準産業分類との相違点一覧」に掲げている。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。これには、他の会社や 下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど当該事業所から賃金・給与(現物給与を含む。)を支給されていない人は従業者に含めない。 なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

(1)個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

(2)無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給料を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含めている。

(3)有給役員

経営組織が個人経営以外の場合の有給役員をいう。

有給役員とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤は問わない。)で、給与を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

(4)常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成16年4月と5月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

ア正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

イ正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」など呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

(5)臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

(6)別経営の事業所への派遣又は下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者 在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

5 本所・支所

(1)単独事業所

他の場所に同一経営の本所・本社・本店や支所・支社・支店を持たない事業所をいう。

(2)本所(本社・本店)

他の場所に同一経営の支所・支社・支店などの事業所があって、それらのすべてを統括している事業 所をいう。本所の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業 所を本所とし、他は支所としている。

(3)支所(支社・支店)

他の場所にある本所・本社・本店あるいは、同一経営の他の支所などの統括を受けている場所をいいます。支所・支社・支店といわれているもののほか、例えば、営業所、出張所、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。

6 会社企業

会社企業とは、経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社及び相互会社で、本所・本社・本店にそれらの参加の支所・支社・支店を含めた全体をいう。支所・支社・支店を持たない単独事業所の場合は、それが企業となる。

7 企業産業分類

企業産業分類は、企業単位の産業分類で、支所等を含めた企業全体の主な事業の種類(企業全体の過去 1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの)により分類したものをいう。

8 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社及び合名会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。